

定期監査報告書

1 監査の対象
全 課

2 監査の実施日
令和3年1月12日（火）から1月21日（木）まで

3 監査の方法

令和2年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、監査対象課から提出された関係書類等を基に監査を実施した。

また、関係諸帳簿の照合等とあわせて関係職員からの説明を受けるとともに、令和2年度に実施した決算審査、例月出納検査の結果も参考にして監査を実施した。

4 監査の対象とした事項

(1) 収支の状況

- ① 各課別の歳入歳出予算執行状況表（令和2年4月1日から令和2年11月30日まで）に基づく予算執行状況
- ② 下水道事業会計の総勘定元帳及び予算執行状況

(2) 職員の事務分担及び業務マニュアル類の作成状況

- ① 業務マニュアルの作成及び修正状況
- ② 業務改善に基づき修正されたマニュアル類の実例
- ③ 職員提案の提出状況

(3) 工事の執行状況

抽出した16件の工事について、起工伺、入札状況、契約書等一連の書類による検証

(4) 委託業務

抽出した24件の委託業務について

- ① 委託の目的、必要性等について、起案文書及び契約書等による検証
- ② 委託契約内容の履行確認方法の検証

(5) 補助金等の交付

抽出した12件の補助金等の交付について

- ① 事務手続は適正かの検証
- ② 交付効果の確認方法の検証

(6) 収入未済額の状況

税務課・こども課・定住促進課・建設課・教育学習課の収入未済について、回収の見通し等の状況

(7) 基山町情報セキュリティ規程の遵守状況

- ① 自己点検、監査の状況
- ② 研修の実施状況
- ③ 規程に関する様式の整備状況

4 監査の結果（総評）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は全般を通じ、おおむね適正に執行されているものと認められた。

また、監査の結果、違法または不当な処理は見受けられず、計数にも誤りはなく、予算はおおむね適正に執行されていると認められた。

5 定期監査の意見

(1) 収支状況

- ① 一般会計、特別会計歳入歳出予算執行状況表及び下水道事業予算執行状況表により確認を行った結果、計画的に遂行されていると認められた。
- ② 今後の予算執行に当たっては、執行計画を一層精査し、年度末に向けて予算の的確な執行管理に努めていただきたい。

(2) 業務マニュアル類の修正（業務改善）

- ① 業務マニュアル類は、現行業務の遂行、継承だけでなく、危機管理や内部統制の基本になるものであり、新規職員や異動してきた職員の教育、研修用のほか、習熟した職員の事務処理をチェックする手段としても重要である。
- ② 各課において何らかの業務マニュアル類は作成されており、修正も行われている。また、新型コロナウイルス感染症への対応を含めたマ

マニュアル類の新規作成や修正も行われている。

- ③ 業務・事務フローで、根拠法令、関係帳簿、注意事項等を明記している業務手順書の作成を提案する。
- ④ 今年度も業務改善提案が多数提出されている。採用された改善提案については、マニュアル類に反映することにより、改善された仕事の仕方の定着を図っていただきたい。
- ⑤ 事務処理上のミスや漏れ等を防ぐためにもチェックリストの作成を積極的に行っていただきたい。

(3) 工事の執行状況

令和2年度に施工している工事について、16件を抽出して起案、入札、契約等の書類を検証した結果、適正に行われていると認められた。

(4) 委託業務

① 委託料の推移 (単位：千円)

平成29年度	平成30年度	令和元年度
713,738	773,683	791,266

② 委託の目的

ア 委託の対象範囲や方法等については地方自治法上、特に制限規定はない。当該事業をなぜ委託にするのか（委託の目的）を明確にし、費用に見合う効果（目的達成）があったか否かの効果測定を行うことが、委託の必要性等を判断する上で重要である。

イ 委託に求められるのは、業務を単に外部委託するのではなく、期待される効果を確保するという観点で、十分に検討することが必要と考える。

ウ 今回抽出した24件の委託業務については、委託の目的・必要性等は一応記載されている。委託の目的・必要性等については、今後も起案文書や契約書に可能な限り具体的に明記するよう努められたい。

③ 契約履行の確保

ア 契約内容の履行確認は、書類での報告、成果品検査、会議での報告等により行われているが、履行の確認を更に十分行うためには、履行途中において作業に立ち会う等の現地確認の方法も検討されたい。

イ 再委託での問題点は見当たらなかった。

ウ 令和2年度の委託料の見直しにより効果の上がった物件の報告を

求めたが、効果の上がった実例の報告は昨年引き続き1件もなかった。所管課で委託業務の現地調査を行い、事実関係を十分把握した上で契約内容を見直すことにより、次回の契約でコスト削減を図ることも計画されたい。

(5) 補助金等の交付

- ① 補助金等については、地方自治法第232条の2に「公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されている。
- ② 本町においても、公益的な観点から下記の金額の補助金等を交付しており、町の施策推進のために重要な役割を担っているが、補助金等は町税をはじめとする貴重な財源で賄われていることから、交付の目的に沿って適正に執行されなければならない。

(単位：千円)

平成29年度	平成30年度	令和元年度
336,200	365,186	183,149

- ③ 補助金等の交付で、効果検証についての評価指標を設定すること自体が難しいものもあるが、客観的に効果を町民等に説明するためには、交付目的に応じた評価指標を設定することが望ましい。可能な限り評価指標を設定するよう努められたい。
- ④ 今後、補助金等の見直しについては、「基山町補助金等検討委員会提言書（令和2年10月）」の提言に基づいて進められたい。また、提言書に添付されている「補助金等見直しチェックシート」の活用を図られたい。

(6) 収入未済額の状況

- ① 町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、育英資金貸付金、保育料、町営住宅使用料及び下水道使用料等の収入未済額につき、その回収の見通し等について確認を行った。
- ② 未収事案に対しては、継続的な接触による進行管理を徹底し、収入未済額の縮減に努めていただきたい。
- ③ なお、過年度分の未収について、未納の期間が相当経過しているものもあるため、個々の事案の精査を行い適切に処理していただきたい。
- ④ 外国人の方が退職し出国される場合の町民税の納税についての対応

は、引き続き積極的にフォローすることにより未収の発生を予防されたい。

(7) 基山町情報セキュリティ規程の遵守

- ① 個人情報を大量に保有し、外部との接触が多い町としては、セキュリティ対策に万全を期し、全職員が危機意識をもって取り組む必要があり、毎年重要な監査項目として取り上げている。
- ② 情報セキュリティの研修は実施されているものの、自己点検、監査については実施されていない。
- ③ 今後、基山町情報セキュリティ規程の確実な遵守を行っていただきたい。
- ④ 自己点検、監査は計画的に実施すること。

以上